

徳島県公安委員会規則第12号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第2項中「前項第3号」を「前項第1号ア（法第99条の5第5項に規定する卒業証明書（法第99条第1項の規定に基づき公安委員会が指定した指定自動車教習所が発行したものに限る。）を有する者（第21条第1項において「卒業証明書保有者」という。）が、普通免許に係る法第97条第1項第1号及び第3号に掲げる事項について運転免許試験（第21条第1項において「普通免許の適性試験及び学科試験」という。）を受ける場合に限る。），第3号」に改める。

第21条を次のように改める

（試験の場所）

第21条 法第89条第1項に規定する運転免許試験（第24条において単に「運転免許試験」という。）は、次の各号に掲げる場所において行う。ただし、第2号及び第3号に掲げる場所においては、卒業証明書保有者を対象とする普通免許の適性試験及び学科試験のみを行う。

- (1) 徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓1番地1 運転免許課
- (2) 徳島県阿南市富岡町トノ町1番地4 阿南分室
- (3) 徳島県阿波市阿波町東原173番地1 阿波分室
- (4) その他公安委員会の指定する場所

2 法第100条の2第1項に規定する再試験（第24条において単に「再試験」という。）は、前項第1号に掲げる場所において行う。

第24条中「免許試験等」を「運転免許試験及び再試験」に改める。

附 則

この規則は、令和4年11月7日から施行する。